

平成26年 1月22日

平成26年

第1回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成26年第1回教育委員会定例会会議録

平成26年1月22日午後3時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

鈴木清子	委員	委員長
尾形威	委員	委員長職務代理者
芳賀淳	委員	
横川敏男	委員	
藤崎雄三	委員	
津村正純	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	菅三男
社会教育課長	星光吉
スポーツ推進担当課長（副参事（国体担当）兼務）	梅崎修二
大田図書館長	山本成俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第1回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 鈴木清子

○委員長

ただいまから、平成26年度第1回の教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求める。許可してよろしいか。

(「はい」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入室)

○委員長

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているため、会議は成立する次に、会議録署名委員に尾形委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

先週1月18日土曜日に行われた、第12回ものづくり教育・学習フォーラムについての報告をする。参加人数等の詳細については、後ほど所管課長から報告があるので、そちらのほうに譲り、初めての参加であるため、感想めいたことも含まれるかもしれないが報告をさせていただきます。

教育委員は、既にフォーラムを御覧になっているかと思うので、簡潔に事業の骨格について、話をさせていただきます。会場は、産業プラザ1階の大展示ホールと2階の小展示ホールの2カ所を使って行われた。

出しものとして、小学校・中学校それぞれ展示がまずあり、小学校は校数が多いため、毎年半数ずつ交代での展示、中学校は全校の展示であった。学校の授業で制作したもの、あるいは学校の授業で調べたことをパネルにまとめて模造紙に書いた展示物があった。

制作体験は、企業や団体に御協力いただいた15前後ぐらいのブースが展開されており、子どもたちが事前に申し込みをして、そこで制作体験をするといったものである。そして、学校ごとにプレゼンテーションの機会が与えられていた。また2階の小展示ホールでは木工、ソーイング、この二つの種目において競技会が行われていた。

当日は、鈴木委員長、それから尾形委員もおいでいただいた。先ほど申し上げたが、教育委員に就任して初めての参加であったが、産業プラザにおいて、大展示ホールと小展示ホールの二つを使い事業を行うのは、産業関係の事業でもなかなかなく、相当な規模の事業だと思った。

当日は、親子そろっての参加者もあり、大変盛況だったと思う。開会式で挨拶をさせていただいたが、椅子席で収まらず、大人の方を中心に後ろのほうに立って開会式に臨んで

いただいたといった状況であった。

このフォーラムの狙いであるが、細かく分けるといろいろな目的を掲げることができるが、大きく2つに分けて申し上げる。1つ目として、子ども自身が、ものづくり体験をし、その体験を通して想像力を伸ばすということがあると思っている。また、同時に努力してなし遂げる、そういったことを経験することも大事なことだと思っている。

2つ目として、ものづくりそのものへの理解を促進するということである。大田区はご案内のとおり産業のまちであり、地域の特性について理解を促進するといった狙いが考えられる。実際に、フォーラムの現場に行き行って拝見すると、子どもたちのものづくりの経験の場として、なかなか貴重な場だと思った。

当日、来賓として文科省の教科調査官がお見えになった。フォーラムだけではなく職業体験のことも含めての話だと思うが、他の地域では、産業というサービス業などが中心であり、ものづくりの経験がなかなかできない。ものづくりの経験ができる大田というのは、やはり大田ならではの特色であると調査官が話の中でおっしゃっていた。実際に、2階の小展示ホールで行われた競技会で、子どもたちが一心不乱に制作に取り組んでいる姿がとても印象的であった。

今、申し上げた文科省の教科調査官が、冒頭に来賓の挨拶をされたが、印象に残った発言があったため、御紹介させていただきたい。

技術が進歩して便利になると人間がそれまで培っていた能力・スキルが不要になって失われていく。まず記憶する必要がなくなった。昔であれば電話番号は覚えていたのだが、今は携帯電話の中に全部電話番号が入っており、覚える必要がなくなったため電話番号を覚えなくなったということを実例としていた。記憶する必要がなくなったというのが1点。技能を身につける必要がなくなったというのが2点。それから、3点目として、わからなければすぐにネットで調べることができるので考えなくなった。そういった話をされていた。

ただ、想定外の事態が起こったときのことを考えると、それで良いのかという話を挨拶の中でされていた。これは、私どもにとって、生きる力というものに通じる問題であるのではないかと思った。

こういった問題については、皆様それぞれ考えがあるかと思うが、私自身としては、技術の進歩は不可避だろうと思う。したがって、そこで失われる能力といったものについてもある程度やむを得ない面があると思う。しかし、その調査官の言うとおり、一方ではやはり保持し続けなければならない能力あるいはスキルというものもあると思っている。

例えば体力というのは、昔は狩りをしていけばおのずと備わったが、今はそういうことはなくなった。そのかわり人類はスポーツというものを編み出した。そういう仕組みを編み出したことによって、人類は体力を保持していくのだと言えるのではないかと思っている。一定の能力については、やはり意識的にプログラムを組んで残していく必要があるのではないか。今回のものづくり体験、あるいは自然体験などにしてもそういったことが言えるのではないかと思った。

今回のフォーラムは、おおむね、ものづくりフォーラムとしての目標を達成することができたと思っているが、しいて欲を言えば、大田区は、機械金属加工がメインのまちである。そういう方面をアピールする場面がもう少しあってもよかったのではないかという感

想を持った。実際には、下町ボブスレー2台の展示や、プロジェクトメンバーの講演、都立城南職業能力開発センター大田校がブースの中にNC機械を持ち込み、子どもたちの工作づくりへの活用、さらに小学校のパネル展示の中でもまち工場を取材するパネル掲示がされていたが、もう一步踏み込み、機械金属加工のまちである大田区をアピールする場面があってもよかったのではないかと思う。

具体的に申し上げますと、旋盤やドリルなどの加工技術、これらの原点と言えるものを展示して実践したり、子どもたちの制作体験などにそれを使うなどといったことがあってもよかったのではないか。

また、視点は変わるが、最新の技術として3Dプリンターといったものも注目されているが、実際にそれを動かすことにより、子どもたちに大きな驚きをもたらすのではないかと考えた。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見・質問はあるか。

○尾形委員

私も、この学習フォーラムは1回目から参加しているが、毎年毎年バージョンアップしていることに本当に驚かされる。行政と学校とものづくり企業とが本当にかっちりスクラムを組み、年々すばらしいものになっている。

特に今年の感想だが、先ほど教育長の話の中にもあったが、下町ボブスレーの取り組みについての講演会についてである。大田区のものづくりを支える人たちの熱き思いに触れて、本当に感激した。あのような話を、これから大田区を背負って立つ小学生や中学生にも、もっともっと聞かせてあげたいとそんな思いを持った。

もう一つ、小学生から高校生までの発表があったが、各校、様々な工夫がなされており、とてもわかりやすくよい発表であったと思った。

○委員長

ほかに意見・質問はあるか。

○芳賀議員

このようなものづくりの事業の際には、いろいろな企業や団体に御協力をいただいている。私は今回のフォーラムには参加できなかったが、昨年の秋におそらく大田区のツイッターから大田区のネットのニュースを拝見したのだと思うが、アルプス電気で何年も継続している企画で、小・中学生を集めてハンダ付けといった作業などを教えられているとのことであった。会社を退職されたOBの方々も一生懸命教えてくださり、そこに来ていたお子さんで理工系の進路に進んだという話も紹介されており、産業のまちという利点をうまく生かした企画が幾つもあり、今後も、それらを工夫して続けていくとよいという感想を持っている。

○委員長

私も参加をしたので一言だけ申し上げる。違う視点からの意見であるが、私がうれしく思ったのは、たくさんの保護者の方々が来場していたことである。子どもたちがやることに関して、保護者の方々が関心を持っていることがとてもうれしかった。

また、企業や地域、そういった連携が、このフォーラムに限らず、大田区内のさまざまな場面でたくさん見受けられるようになったことも、私としては非常にうれしく思っている

○委員長

ほかに質問がないか。

このことについて、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認する。

日程第2 「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の説明を求める。

○学務課長

平成26年度新一年生指定校変更申請受付件数について報告する。

1月11日土曜日・12日日曜日、14日の受付分を集計している。小学校が692件、中学校が932件、合計1,624件であった。昨年度受付の初日3日間、小学校が655件、中学校が985件、合計1,640件となっており、16件少ない。しかし、1,600件のうちの16件であり、平年のばらつきの範囲内と考えている。

なお、この後24日まで申請は受け付けている。また、住所の移転や私立校へ通われる方などの辞退等もあるため、最終的に確定するのはもう少し後になる。

○指導課長

第12回ものづくり教育・学習フォーラムについて報告する。先ほど教育長からも案内があったが、平成26年1月18日、土曜日、9時から4時まで、南蒲田の大田区産業プラザPiOにおいて、区内の小・中学生や区民を対象に開催した。

事業の目的は、技術立国日本、ものづくりのまち大田の将来を支える人材の育成を見据え、ものを創る感性、主体的な態度、工夫創造する能力の育成のきっかけや機会として、ものづくりへの興味・関心、社会・産業への理解の涵養による、地域への愛着の深化などである。平成14年度に第1回を開催し、毎年実施をしている。

実施にあたり、大田区産業振興協会・大田区立小学校長会・中学校長会・教育研究会・小学校PTA連絡協議会・中学校PTA連合協議会の共催、19の団体・企業の協力をいただき実施をしている。

事業の内容として、区内小・中学校等によるものづくり体験やものづくり企業での職場

体験の舞台発表がある。区内小学校は30校ずつ隔年参加、区内中学校全校のものづくり作品・職場体験学習の作品展示をしている。区内中学校代表生徒による木材加工やソーイングの技術・家庭科の技能コンテストとしてのものづくり競技会、また、協力団体・企業によるものづくり体験が行われ、まち工場の各種製品の展示や大森学園のソーラーカー、そして、先ほども案内のあった今話題の下町ボブスレーの1号機、2号機の特別展示をした。

当日の参加者は4,141名であった。成果として、全ての体験ブースが満員となり、児童・生徒がものづくりを楽しむ様子が見られ、大田区のものづくり産業への興味・関心を高めることができた。また、地元企業の協力をいただいた「下町ボブスレー」の展示及びプロジェクトメンバーの昭和製作所の舟久保社長による講演を実施し、大田区の工場の技術力の高さについて認識を高めることができた。さらに、小学校・中学校・高等学校・専修学校・大学の連携によって、一貫したものづくり教育の結束を図ることができたと自負している。

今後の課題として、関連部局や産業振興協会との一層の連携、また、先ほど教育長から指摘のあった金属加工の展示や体験などの一層の充実、また、新しい技術の紹介等を図っていきたい。

○教育センター所長

スクールソーシャルワーカーの配置について報告する。

スクールソーシャルワーカーの配置については、資料に配置や配置の目的、職務内容や活動について記載してあるが、補足説明する。

平成26年4月から教育センターの非常勤教育相談員として、社会福祉士、または精神保健福祉士の有資格者で、福祉や教育分野での経験者をスクールソーシャルワーカーとして、2名の配置を現在予定している。これに伴う経費については、平成26年度当初予算に計上し、第1回区議会定例会で審議いただく予定である。

勤務は、週4日、月16日、1日7時間45分を考えている。

スクールソーシャルワーカーは、小中学校における「いじめ」「不登校」「暴力行為」「児童虐待」など児童・生徒の指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を持つ専門家である。その知識や技能を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎながら連携して児童・生徒を支援する。

活動として、学校からの派遣要請に基づく訪問や定期訪問を、元校長の教育相談員とペアで行いたいと考えている。具体的な活動については、スクールソーシャルワーカー活動ガイドラインを後日作成し、学校と共通理解を図りながら実施していきたいと思っている。

なお、この事業は文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金交付要綱に基づくいじめ対策等総合推進事業、及び東京都補助金等交付規則並びに東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金交付要綱より、人件費の2分の1が区に補助される。

参考資料として、大田区の学校不適應への対応について、を御覧いただきたい。

この資料は、学校不適應の児童・生徒に対する支援を図式化したものである。学校が一

体となって取り組むのは当然であるが、教員だけの対応では解決が困難な事例も数多く発生している。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それからメンタルフレンドの派遣、問題行動対応サポートチーム、それから適応指導教室、それから、他機関である児童相談所や福祉関係機関と連携しながら支援をすることが必要になっている、そういう図式である。右側は、その用語の解説となっている。

○社会教育課長

平成25年度大田区青少年をめぐる環境浄化強調旬間中の事業計画について説明する。

この事業の目的は、次代を担う青少年を健全に育成するため、青少年を取り巻く現下の社会環境をめぐる課題について、区民の方々に理解を深めていただき、区民及び行政が協働し、地域力を結集して、青少年の健全な育成を妨げるような有害環境の浄化を促進し、良好な社会環境を醸成するという目的である。

事業内容として、啓発活動、それから不健全雑誌・ビデオソフト等販売自粛要請活動、それから青少年健全育成大会を行っている。

旬間の期間は、平成26年3月1日から10日までである。

まず、啓発活動について、スローガンを「声掛けて あの子もこの子も 地域の子」という設定にした。PR活動については、区報2月11日号に掲載する。懸垂幕については、糀谷羽田地域庁舎・特別出張所・区内警察署に懸垂幕を掲出する。看板については、区立小中学校87校・特別出張所に看板を掲出する予定である。

不健全雑誌・ビデオソフト等販売自粛要請活動については、実施期間3月1日から10日までである。実施機関は、大田区青少年をめぐる環境浄化推進委員会、実施方法は、各店舗への要請活動について青少年対策地区委員会が中心となって、訪問により実施する。

青少年健全育成大会については、3月2日の日曜日、1時半から、大田区民プラザ大ホールで開催する。

プログラムは、区長挨拶、来賓挨拶、大会宣言があり、その後アトラクション、大田区青少年表彰式、青少年表彰受賞者によるスピーチとなっている。

主催団体は、大田区青少年をめぐる環境浄化推進委員会、大田区教育委員会、大田区である。協力については、大田区立小・中学校長会、区内警察署、大森少年センターである。参加対象者は、小・中PTA役員、青少年対策地区委員、その他区民先着500名ということで開催する。

○大田図書館長

図書館の休館日変更について報告をする。

多摩川図書館で現在着手している、空調設備等改修工事の作業日に伴う休館日の変更である。また、蒲田駅前図書館だが、消費生活センター等との複合施設のため、建物全体の電気設備点検、館内一斉殺虫消毒に伴う休館日の変更である。

各作業日を休館日とし、2月の多摩川図書館の休館予定日と2月、3月の蒲田駅前図書館の本来の休館予定日を代替開館日として御利用いただくようにする。お客様には、区報、館内掲示、ホームページで案内する。

○委員長

報告をしていただいた内容に、意見・質問などがあれば、お受けしたい。

○藤崎委員

ものづくり教育・学習フォーラムとソーシャルワーカーについて、1点ずつお伺いしたい。1点目、ものづくり教育・学習フォーラムの本年度の成果と課題で、円滑な運営のために大田区関連部局や大田区産業振興協会との一層の連携が必要である、との文章がある。今年もよかったが、どの部分をさらによくするために、どんな連携をしようとされているのか。そのために、これから、もう少し詰めていくのか。そちらのほうから伺いたい。

○指導課長

当日の実施前に、相当な準備をしている。その中で、それぞれの企業・団体の思いをしっかりと受けとめてブースに生かしていくというところで、こちらの受けとめる者が横の連携をしっかりとしないといけないと感じている。

○藤崎委員

当日の運営というより、当日に生かすための事前準備の連携をとるということか。

○指導課長

はい。

○藤崎委員

もう1点は、スクールソーシャルワーカーの件で伺いたい。配布された資料の図で、ある程度わかったが、既にスクールカウンセラーという方がいて、予防的指導もやるし、何かことが起きたら対処的指導もやっていく。しかし、スクールカウンセラーは基本的に学校内にいるので、それだけでは解決できない家庭の問題や、学校外で起こることをサポートしていくという意味で、このソーシャルワーカーが入った、というのが私の理解である。それでは今までは、どなたがそのような際の問題の対応をしていたのか。それから、当初予算の問題もあると思うが、まずは区として2名でスタートし、様子を見て増やさないしはここでとめるというのは、どの段階で、次のステップを判断していくのか、もしわかれば教えていただきたい。

○教育センター所長

まず、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違いということを前提に総論をお話し申し上げる。

スクールソーシャルワーカーは福祉の専門家である。資格も社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っており、子どもが置かれている環境の整備をする。学校に起因しているものというよりは家庭内での課題を抱えているということを前提とし、福祉として家庭支援をしていこうというものである。そうしないと、学校不適應の児童・生徒に対する解決が

困難な場合があるからである。

スクールカウンセラーは、御存じのように臨床心理士の資格を持っており心のケアをしている。個室に入り相談を受け、その相談者に寄り添いながらケアをしていくという、ケースの心の力によって改善をしていく支援だと思う。

今までは、スクールソーシャルワーカーの役割は誰がやっていたのかという質問だが、教員全体がやるのは当然であるが、教員にも限界がある。家庭内の問題、福祉の問題、医療の問題、それについては行政機関の福祉関係の機関や保健所関係と学校とが連携をして支援するという形で行っていた。しかし、やはり他機関の中であり、教育委員会内にそういうスタッフがいれば、学校と連携し、情報を共有してそれぞれの行動を分担することができ、素早く要望に応えることも可能となる。そのためにスクールソーシャルワーカーを雇用する。

今回、配布した学校不適應への対応という図式の関係であるが、役割分担のイメージが入っている。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員がそれぞれ役割を持っている。また特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学年主任や生活指導主任も役割がある。こういう中で、子ども支援をしていく。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーに垣根があるかといったら、私たちはないと判断している。

一つの事例として不登校がある。家庭内にもかなり問題があるが、それが全ての要因とは限らない。本人の問題や友達関係、そういったものが絡み合い、その子の学校不適應が出てきている。そういうときに、一つ一つひもといて支援をしていく。学校でケース検討を開き、当初の支援、それから次の支援、中長期的な支援と支援策を決めていく。その役割を誰がやっていくか。場合によっては、教員とスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが一緒に対応していくこともあると想定している。

○尾形委員

今のスクールソーシャルワーカー関連の質問をしたい。

本日、私がこちらに来る際にある方とお会いした。その方から、教育相談の先生方が保護者や教職員への支援・相談等が最近非常に活発になったとお褒めの言葉をいただき、よかったと思っている。

このスクールソーシャルワーカーとカウンセラーとの連携の具体的な中身とはどのようなものを考えているのか伺いたい。

○教育センター所長

例えばある子が、学校不適應になり、問題行動を起こし非行にはしっているかもしれない、また不登校になっているかもしれないし、そうならなくても学業不振になっているかもしれない。スクールカウンセラーはそういう中で、その子が学校生活を楽しくおくれるよう心理面のケアをしていく。自らの力で自らが立ち直っていくための支援をしていくのが臨床心理の手法であり、カウンセリングである。

スクールソーシャルワーカーというのは、物理的な問題も含めて対応せざるを得ないと思う。ある子の問題が生活困窮という家庭環境から来ているのであれば、福祉事務所と連携をして相談をするようにしていく。または夫婦間の関係は難しい問題であるが、そのこ

とによって子どもが学校不適合、健全育成ができていないということであれば、これは児童相談所と連携しながら支援をしていく。もう一つ、大田区では子ども家庭支援センターが子育て支援をしている。

問題により、必要に応じた機関との連携のつなぎ役をしていくという感じである。

○委員長

ほかになければ進めさせていただくが、よろしいか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、このことに関して、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

それでは承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第1号議案について事務局の説明を求める。

○教育総務課長

第1号議案は、平成25年度の第六次補正予算の要求原案についてである。平成25年度第六次補正予算について、別表「平成25年度第六次補正予算案一覧表」のとおり、区長に対して予算要求する。

提案理由は、平成25年12月24日付第44号議案で決定した私立幼稚園就園奨励費補助金による歳入及び歳出の補正並びにスクールカウンセラーの雇用による歳出の補正の取り下げ、新たに理科教育設備整備費等補助金の歳入の補正を行うため、この案を提出する。

まず、教育総務課の学校施設非構造部材耐震化支援事業の歳入である。これについては、平成25年度より「東京都公立学校施設非構造部材耐震化支援事業」が開始され、新たに歳入が見込まれるために、今回の補正予算として計上する。

また、2と3については、学務課の理科教育設備整備費等補助金である。これについては、小・中学校における理科教育設備品の充実を図るため、今年度購入予定の薬品庫の経費について、文部科学省による理科教育設備整備補助金の追加募集への申請が可能となったために、歳入の補正を行う。

また、先月12月24日付で了解をいただいた議案であるが、私立幼稚園就園奨励費、こちらについては減額補正を行う予定であったが、補正を取りやめる。

次に歳出の項目である。こちらについては、教育総務課で屋内運動場の改修、石川台中学校屋内運動場の改修工事の工期が延期になったため、減額補正を行う。

また、大田図書館であるが施設維持管理費、下丸子図書館の老朽化が進んでいるため、来年度に耐震補強を含めた全面改修を行う。今年度の予定工事について延期をし、同時施

工とするため、工事費について減額補正を行う。

また、前回12月24日了解をいただいた2件、就園奨励費補助、また教育センターの教育相談・資料調査（スクールカウンセラーの雇用）であるが、こちらについては補正を取りやめる。また、補正を取りやめる理由だが、予算を担当する計画財政部で庁内全体の調整を行った結果、教育委員会については当該事業について補正減額を行わないと決定したとのことである。

○委員長

ただいまの説明に対して、意見・質問はあるか。よろしいか。
（「なし」との声あり）

○委員長

なければ、第1号議案について原案通り承認してよろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○委員長

第1号議案について原案通り承認する。
第2号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第2号議案は、大田区立学校校外施設設置条例の一部改正する条例である。次のような改正を行う。

第7条の次に次の1条を加えるということで、第7条の2を設ける。校外施設の利用は、同一人が引き続き4泊5日を超えて利用することができない。ただし、委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

第8条第1項及び第2項中「前条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第11条第1項中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加え、同条第3項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第17条中「第13条中「利用料金」とあるのは「使用料」と」の次に「、別表第2備考中「指定管理者」とあるのは「委員会」と」を加える。

第20条中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第21条第1項中「第8条」を「第7条の2」に改める。

別表第1備考第3号中「1,000円」を「1,050円」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。別表第2については、資料を御覧いただきたい。

付則であるが、この条例は、大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

提案理由は、伊豆高原学園について、付帯施設に係る利用料金の限度額を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

新旧対照表もついているので、御覧いただきたい。

○委員長

この件について、質問・意見があればお受けする。

○芳賀委員

これは、第7条の2で、同一人が引き続き4泊5日を超えて利用することができないという条項を新しく作ったことから、後が少しずつずれていくという構造の改正だと思う。これは、以前は何泊いつかまでという制限をする規定が特になかったため、それを明確化するという趣旨であるか。

○副参事（教育施設担当）

今、委員から御指摘いただいたとおりである。23年度当時作成した改正前の条例であるが、これについては公募プロポーザルの前提条件を条例化したもので、この時点においては委員のおっしゃるとおり、この条項がなかったため、以下改正に及んだ。

○芳賀委員

それから、別表第2等の表を見ると、明らかに消費税5%を意識した値段づけになっているが、これは消費税が変わると、また条例改正のこの手続を一々踏むということになるのか。

○副参事（教育施設担当）

1人当たりの加算額については、公募プロポーザルの際に1,000円、この時点では消費税内税を基準としていたが、御指摘のとおり、消費税法が確立され、平成26年4月に8%、平成27年10月を目途に10%になることが予定されており、将来の利用料金の設定について考慮した。消費税が10%となった場合の金額を計算すると1,047円であり、10円未満の端数を切下げて1,050円とした。付帯施設についても同様である。

○芳賀委員

そこは大体察しがついている。今、1,050円のほうの、例えば今年の4月、あるいは来年10月に、細かい数字であるが、やはり条例改正という方法で改正になるのかという質問である。

○副参事（教育施設担当）

それについては、今後、事業者との協議し、6月の定例会でまた利用料金の承認をいただくスケジュールで協議を進めていきたいと考えている。

○委員長

それでは、第2号議案について、議案どおり決定してよろしいか。
（「異議なし」との声あり）

○委員長

第2号議案について原案通り承認する。

第3号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第3号議案は、大田区教育委員会事務局事案決定手続規程の一部を改正する訓令である。手続規程の一部を次のように改正するものである。

第5条第2項第8号中「6,000万円」を「1億5,000万円」に改め、同項第9号中「、車両等の供給又は設計等の委託（工事又は製造の請負及び附合契約を除く。以下「物件の調達等」という。）」を「（工事又は製造の請負及び附合契約を除く。）」に改め、同号ただし書を削り、同項中第27号を第28号とし、第10号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

（10）予定金額300万円以上の車両等の供給又は設計等の委託（工事又は製造の請負及び附合契約を除く。）を決定すること。ただし、区長が指定する委託契約について（平成4年訓令甲第6号。以下「訓令」という。）に定める委託契約で新たに契約するものについては、総務部経理管財課長（訓令の第7号に該当するものにあつては総務部長）に協議すること（次項第16号において同じ。）。

第5条第3項第16号中「物件の調達等」を「物件の調達、車両等の供給又は設計等の委託（工事又は製造の請負及び附合契約を除く。）」に改める。

提案理由は、部長の決定すべき事案の見直しに伴い、規程を改正する必要があるので、この案を提出する。

新旧対照表も添付しているので、確認をお願いしたい。

○委員長

第3号議案についての説明があつたが、質問はあるか。

○芳賀委員

趣旨を確認したい。これは、部長の権限が今までは6,000万円未満の決定までは部長ができたものを、今度は1億5,000万円までできるという、部長の権限を広げる方向での改正ということによろしいか。

○教育総務課長

委員がおっしゃったとおりである。事案決定については、本来、区長に専属するものであるが、決定の効率性や経済性を考え、事案決定手続規程で、各所属部局の長あるいは課長に権限を委任しているという現実がある。その中で、今まで6,000万円であつた工事請負に対する部長の権限を1億5,000万円まで引上げ、部局の長の決定権限を広げる。そのことにより、事案決定の迅速性や効率性を図っていくということである。

○委員長

それでは、3号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第3号議案について原案通り承認する。

第4号議案について事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第4号議案は、大田区立学校文書管理規程の一部を改正する訓令である。大田区立学校文書管理規程の一部を次のように改正するものである。

別表第3号様式を次のように改めるということで、別表をつけているので、御覧いただきたい。

提案理由は、郵便料金の改定に伴い、規程を改正する必要があるので、この案を提出する。もう少し詳しく申し上げますと、消費税の増額に伴い、各郵券の料金が変更になる。2円、52円、82円、92円、あと、その上で205円、280円という切手が新しく発行される。その郵券を管理するために、この郵券の受払簿という様式の項目を、その部分に対応できるように増やしたという改正である。

○委員長

第4号議案について原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○藤崎委員

私も同じようにひっかかったのだが、先ほど芳賀委員がおっしゃっていた消費税についてである。消費税の標記が内税方式なのか、外税方式なのかが区役所の文書の規定上決まっているのであればやむを得ないが、税金が変わっていくことは明らかにわかっている。8%、10%。その都度、表記だけの問題で何枚というコピーをとり、文章を配置しつくっていくのは、普通に考えてもったいなので、何らかの理由があれば別であるが、今後は、外税方式でプラス税とかという形で、結果としてトータルのコストを使わない表記が可能であるのかどうか。本日の議案は承認するが、以降の表記の問題によって、コストカットが可能であるのかどうかの検討を提案する。

○委員長

それでは、4号議案は原案どおり決定する。

これをもって、平成26年第1回の教育委員会定例会を閉会する。

(午後16時5分閉会)

右、平成26年第1回教育委員会定例会の経過を記録し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成26年 月 日

委 員 長

委 員